令和8年（2026年）11月9日
子ども文教委員会資料
教育委員会事務局指導室

令和８年度　いじめの対応状況について（中間報告）

１　いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
（いじめ防止対策推進法　平成２５年法律第７１号）

２　令和７年度のいじめについての追跡調査

校種	未解消件数 ※令和８年３月２５日時点	いじめの対応状況　※令和８年８月３０日時点	
		解消件数	対応継続件数
小学校	４５６	４４０	１６
中学校	３９	３７	２

○いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでから約３か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。
○昨年度未解消だった小学校４５６件、中学校３９件のいじめについて追跡調査を実施した。
○解消率は、小学校約９６％、中学校約９５％と高い割合で解消している。
○対応継続件数については令和８年度も引き続き解消に向けて見守りを続けていく。

３　いじめの把握

（１）アンケート調査
①目　　的　区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
②形　　式　児童・生徒及び保護者に対してのアンケート方式
③対　　象　小学校１年生から中学校３年生までの全児童・生徒・保護者
④対象期間　第１回　令和８年４月１日（水）から令和８年６月３０日（火）

（２）いじめ調査報告
教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどの学校が把握したいじめの状況について、毎月提出のいじめ調査報告にて随時把握をしている。

４　令和８年度のいじめの発生状況

（１）認知件数（令和８年９月３０日時点）

校種	認知件数	解消件数
小学校	８３６	６４７
中学校	８５	３８

○いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでから約３か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。

（２）重大事態の認知件数
令和７年度に小学校で発生したいじめ事案について、重大事態として１件を認知した。

５　いじめの態様

校種	いじめの態様(件)										
	①悪口	②無視･仲間はずれ	③軽い暴力	④ひどい暴力	⑤金品をたかられる	⑥金品を隠す盗難	⑦嫌なことをされる	⑧SNSによる誹謗･中傷	⑨性的な嫌がらせ	⑨その他	計
小学校	499	131	302	3	7	51	21	8	4	1	1027
中学校	61	7	14	0	0	6	5	7	1	0	101

※１件につき､複数の態様が含まれる場合があるため､合計はいじめの認知件数と一致しない。
※いじめの態様については、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」と定義を合わせて実施している。

６　いじめの学年毎の認知件数

	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	合計
小学校	２０３	１９４	１３５	１４７	８３	７４	８３６
中学校	３４	３８	１３				８５

７ 後期における取組の重点
（１）望ましい人間関係づくりと豊かなコミュニケーション能力の育成
小・中学校ともに「悪口」を態様とするいじめが最も多いことから、児童・生徒が相手の立場や気持ちを考えて行動できる力を育成する。授業や学級活動、学校行事等を通して他者理解や相互理解を深め、多様な考え方や違いを認め合う風土づくりを推進する。
（２）発達段階に応じた未然防止の充実
認知件数が多い小学校低学年を重点学年として、社会性や規範意識、人間関係形成能力を育む取組を充実させる。また、保護者と連携しながら早期の気付きと支援につなげ、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進する。
（３）学校いじめ対策委員会を中心とした組織的対応の徹底
学校いじめ対策委員会を中核として情報共有や対応方針の協議を確実に行う。いじめの兆候を見逃さず、組織的な見守りと継続的な支援を行うことで、確実な解消と再発防止を図る。
（４）情報モラル教育及び SNS トラブル防止の推進
SNS による誹謗中傷等の事案への対応として、情報モラル教育を充実させる。児童・生徒が情報機器を適切に活用できるよう指導するとともに、家庭と連携しながらインターネット利用のルールやマナーの定着を図る。
（５）児童・生徒主体のいじめ防止活動の推進
児童会・生徒会活動等を活用し、児童・生徒自身がいじめを許さない学校づくりに主体的に参画する機会を充実させる。児童・生徒の意見や提案を学校全体の取組につなげることで、互いを尊重し支え合う学校風土の醸成を図る。